

司法試験委員会会議（第14回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成16年12月10日（金）10：00～12：50

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

（委員長）上谷清

（委員）小幡純子，神垣清水，高橋宏志，長谷川真理子，本間通義
（敬称略）

（新司法試験問題検討会委員）大淵哲也，山崎耕史，須藤典明，神村昌通，
水野忠恒，小尾仁，松下淳一，小川秀樹，鈴木正貢，木村匡良，
小寺彰，阪井博，高桑昭，小出邦夫，大塚直，永谷典雄（敬称略）
（議題4についてのみ出席）

（同委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課））

池上政幸人事課長，横田希代子人事課付（幹事兼任），丸山嘉代人事課付，古宮義雄試験管理官

4 議題

- (1) 平成17年度司法試験第二次試験の実施について
- (2) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について
- (3) 平成17年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について
- (4) 新司法試験問題検討会（選択科目）における検討結果について

5 配布資料

- 資料 1 平成17年度司法試験（第二次試験）考査委員推薦候補者名簿
- 資料 2 新司法試験問題検討会（選択科目）の前期検討事項について
- 資料 3 前期検討事項の検討結果について（報告）
- 資料 4 平成18年から実施される司法試験（選択科目）における具体的な出題のイメージ（サンプル問題）

6 議事等

(1) 平成17年度司法試験第二次試験の実施について

事務局から，平成17年度司法試験第二次試験の実施について，同試験の実施概要及び実施打合せ考査委員会会議における協議事項等の説明がなされ，了承された。

司法試験法第7条に基づく、司法試験第二次試験の期日及び場所の公告は、平成17年1月21日（金）付け官報により行うこととされた。

(2) 司法試験第一次試験免除に関する個別審査について

事務局から、司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則第1条第15号による同試験の免除に関する個別の受験資格審査の申請状況及びその内容について説明がなされた。協議の結果、当日協議の対象となった8名の申請者中2名について、上記規定に基づいて同試験を免除することが決定された。

審査結果については、事務局から申請者に対して通知することとされた。

(3) 平成17年度司法試験第二次試験考査委員の推薦について

第13回司法試験委員会において、176名の平成17年度司法試験（第二次試験）考査委員候補者が推薦されたが、そのうち1名について支障が生じたため、さらに、資料1記載の候補者を法務大臣に推薦することが決定された。

(4) 新司法試験問題検討会（選択科目）における検討結果について

新司法試験問題検討会（選択科目）の座長から、資料3に基づいて、サンプル問題を除く前期検討事項の検討結果について報告がなされた。

選択科目各科目の主査又は幹事委員から、サンプル問題（資料4）について説明がなされた。

各科目の説明の概要は以下のとおり。

【知的財産法】

知的財産法は、特許法、著作権法のほか、実用新案法、意匠法、商標法、不正競争防止法等があるが、米国などでは特許法、著作権法等がそれぞれ1科目として取り扱われていることも多い上、我が国における特許法及び著作権法の代表的な体系書も非常に分量が多い。そこで、選択科目相互間の実質的なバランスを図るため、特許法と著作権法の二法を中心として出題するというメッセージを明確にした。

さらに、特許法、著作権法の二法だけでも相当分量が多いので、出題趣旨において、特許法及び著作権法の中心的ポイントを示した。

サンプル問題は、特許法から1題出題した。内容的には、法科大学院の授業で必ず触れられるような基本的かつ重要な問題点を扱った。小問1及び2で問われている各問題点は、教科書の体系としては離れた箇所において取り扱われる論点であるが、実務的には関連して問題が生ずることが多いものであることもあって、理論的かつ実践的な能力の判定を問うのに適切であるとの観点から出題した。

【労働法】

平成11年まで法律選択科目であった関係で、出題の範囲については一

応の目安があると思われる。しかし、新司法試験では、従前の労働基準法、労働組合法などの基本法令のほかに、実務的に重要な男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働者派遣法などについても、基本的な理解があることを前提として出題することとした。

従前の出題は、事実関係を確定した上で法律論を問うというものがほとんどであったが、今回のサンプル問題では、一方当事者の法律相談を前提とした設問とした。一方当事者の言い分を素材にしているので、事実関係が全て確定されているわけではないが、問題解決のために必要な事実関係は読みとることができ、どの労働法の教科書でも触れられている基本的な判例を理解していれば、解答に至ることのできる問題である。

【租税法】

近年、租税法に関する理解の社会的重要性が高まっており、法律家として、租税法に関してどのような知識、素養を身に付けるべきかという観点から、出題範囲やサンプル問題の検討を行った。

出題範囲は、所得税法を中心とし、これに関連する範囲で法人税法及び国税通則法を含み、いずれも基本的な理解を問うものとした。所得税法には、租税法全体に通じる基本的な考え方や仕組みが含まれており、所得税法を中心として出題することで、租税法に関する基本的な理解を問うことができる考えた。

また、租税法は条文数も多く技術的な規定も多いため、受験者が戸惑うことのないよう、新司法試験で問われるのは「基本的な理解」であることを明示し、サンプル問題でも、基本的な知識、理解を問うという趣旨が伝わるようにした。

なお、税理士試験等で出題されるような計算問題の出題は一切念頭に置いていない。

【倒産法】

出題の範囲については、破産法及び民事再生法を中心として出題することとした。これは、かつて選択科目であった当時の破産法に比べ、破産法及び民事再生法の範囲が広がったこと、民事再生法と会社更生法には共通の規律に拠る部分が多く、民事再生法を勉強すれば会社更生法の相当部分をカバーできること、法科大学院の授業では会社更生法固有の領域のうち技術的な部分までは取り扱われないと思われることなどから、新司法試験では、会社更生法については固有の領域のうち基礎的な部分のみが出題の範囲に含まれることをメッセージとして明らかにしたものである。

サンプル問題は、以下の2点に留意した。第1点として、問題文の中で事実を法的に整理して与えるのではなく、資料を読ませて事実関係を読みとる能力を試すこととした。第2点として、小問を設け、複雑な条文を正確に当てはめられるか、倒産手続の基本的な構造の理解を問うなど、論点のみではなく、基礎的な学力を重視する姿勢を示した。

【経済法】

出題の範囲については、法科大学院における授業では、経済法というタイトルで独占禁止法に関する講義が行われており、独占禁止法関係の分野を中心に出题することを明らかにした。また、資料3別紙の登載法令候補案に、独占禁止法と併せて入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、不当景品類及び不当表示防止法を掲げ、「独占禁止法関係の分野」の具体的中身を示し、独占禁止法に関する問題と関連してこれら独占禁止法の補完法についても問うことがあり得ることを示した。

サンプル問題は入札談合に関する事例問題である。事例は比較的長くなっているが、小問1は不当な取引制限に関する要件を検討させる問題であり、小問2は、公正取引委員会がどのような措置をとり得るのかを問うもので、基本的な知識を問う問題である。

【国際関係法（公法系）】

国際関係法（公法系）は、国際法、国際人権法及び国際経済法を対象とされているが、範囲が広く、相当の重複分野があることから、他科目とのバランスを図ることも念頭に置きつつ、「国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。」という形で、受験者に対して出題範囲のメッセージを示すこととした。

サンプル問題では、事例の解析能力を試すこと、国際関係法（公法系）で実務上問題になる局面に重点を置いた。やや問題の難易度が高いのではないかとの懸念もあるので、サンプル問題の公表後、それに対する御意見を踏まえ、再検討していきたい。

なお、かつての法律選択科目では、特に国際公法を念頭に置いた法令は収録されていなかったが、今回は、実務を念頭に置いて、国際関係法（公法系）の登載法令候補案（資料3別紙）の検討を行った。

【国際関係法（私法系）】

国際関係法（私法系）は、国際私法、国際取引法及び国際民事手続法を対象とするものであるが、国際取引法については、出題分野と法令の性質の2つの基準で限定を試みた。すなわち、法科大学院の授業でも取り扱われ、代表的な教科書にも触れられている分野で、実務的にも重要な部分から出題するという観点から、「科目全般について」で示した分野を出題範囲とし、かつ、未批准の条約や外国法の知識、公法的規制は除外するというメッセージを込めた。また、国際民事手続法については、国際倒産以外の分野から出題されるというメッセージを示した。さらに、登載法令候補案（資料3別紙）によっても、国際民事手続法の出題範囲のメッセージを示している。

サンプル問題では、1問目は国際婚姻の有効性が問題となる事例であり、国際私法の総論的な規定と家族法に関する準拠法の決定過程、国際裁判管轄について問うもの、2問目は国際私法の財産法分野と国際取引法に関するもので、この2問により、国際私法、国際取引法及び国際民事手続法の

配分のイメージを示した。期待される答案の分量や法的分析に要する時間などを考慮し、配点に差を設けた。

【環境法】

環境法では、環境基本法の体系に属する法律を対象とし、これらに関する環境問題をめぐる訴訟及び法政策について、基本的な知識及び理解を問うものとした。環境法の分野では、新たな立法が行われているので法政策が重要であり、2題のうち1題を法政策に関する出題としていきたい。なお、特に重要な9つの法律については、「科目全般について」に掲げている。

都市関係法、原子力関係法については、環境法に含まれるかどうかについて議論があるところであるので、それ以外の分野を中心に出题することを明確にした。また、国際環境条約については、それ自体についての法律上の論点や国内法と関連しないそれ自体の知識を問うことはしないこととした。

第1問は土壌汚染を素材として、民法、行政事件訴訟法の論点にも触れさせ、横断的な理解を問うものである。また、第2問は、法政策を問うもの。環境規制の基本的な考え方及び具体的な規制内容・手法の違いについて、条文を比較しながら検討し、考察を進めさせるものである。

協議の結果、これらの検討結果について、資料2ないし4を法科大学院へ送付するとともに法務省ホームページに掲載して公表することとされた。

7 次回の開催日程等について

平成17年1月18日(火)午前10時から法科大学院関係者等に対するヒアリングを行うこと、及び、次回第15回司法試験委員会会議は、同月20日(木)午後2時から開催されることが確認された。

(以上)